

第1節 保健医療圏

1 保健医療圏設定の趣旨

すべての県民が、その生活している地域において健康で生き生きと暮らしていくためには、誰もが必要なときに適正な保健医療サービスを受けられることが大切です。そのためには、限られた医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、医療機関相互が機能を分担し、また連携をしていく必要があります。

保健医療計画においては、これらのことを踏まえ、県民の暮らしを支えていくための地域単位として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設置し、包括的な保健医療サービスを供給するための体制整備を推進することとしています。

2 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

一次保健医療圏は、地域住民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域であり、市町の行政区域とします。

(2) 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、原則として一般の医療需要（特殊な医療を除く）に対応した入院医療を圏域内で基本的に確保する区域であり、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、県民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域です。

また、医療法第30条の3第2項第1号の規定により、主として病院の一般病床及び療養病床の整備を図るべき地域的単位として設定する区域でもあります。

本県では、平成元年に策定した「香川県保健医療計画」において、地理的条件、交通事情、日常生活圏、保健医療関係の既存の地域ブロック、保健医療資源の分布など圏域設定に必要な要素を総合的に勘案の上、複数の市町を単位とする5つの圏域に設定しました。

今回の保健医療圏の設定にあたっては、一部市町の合併等、環境の変化は認められるものの、圏域設定から15年近くの間、現行の二次保健医療圏に基づく各種の保健医療施策の展開が図られ、圏域を基本単位とした保健医療サービスを提供する広範な仕組みづくりが進んでおり、この圏域が今後も引き続き保健医療体制の整備・充実を図っていく上で最適であると認められることから、本計画における二次保健医療圏は、現行（次表）のとおりとします。

二次保健医療圏

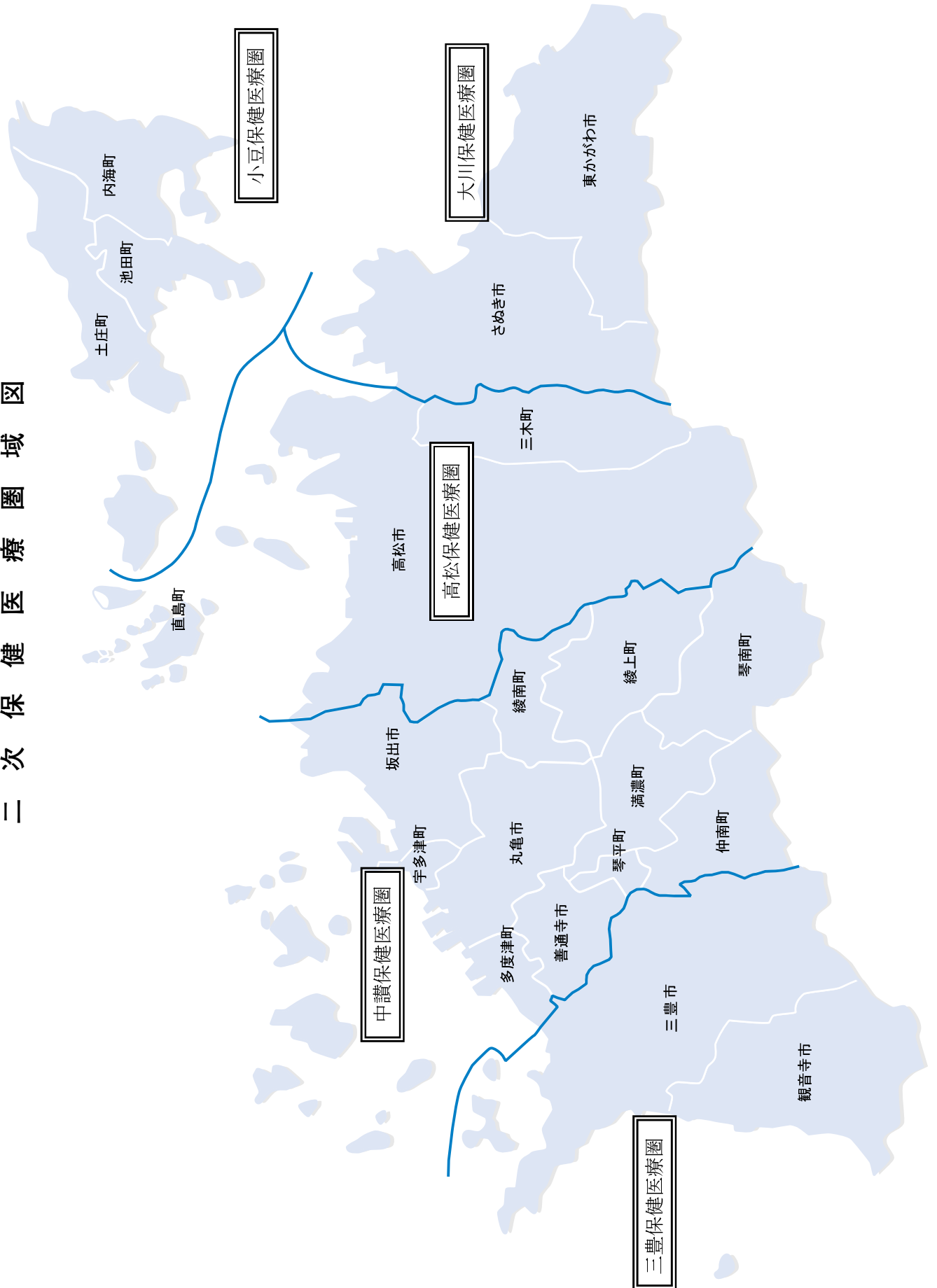
圏 域 名	構 成 市 町 名	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度 (人/km ²)
大川保健医療圏	さぬき市 東かがわ市 (2市)	312.22	93,748	300.26
小豆保健医療圏	内海町 土庄町 池田町 (3町)	170.01	34,174	201.01
高松保健医療圏	高松市 三木町 直島町 (1市2町)	465.05	452,395	972.79
中讃保健医療圏	丸亀市 坂出市 善通寺市 綾上町 綾南町 宇多津町 琴南町 満濃町 琴平町 多度津町 仲南町 (3市8町)	588.84	301,621	512.23
三豊保健医療圏	観音寺市 三豊市 (2市)	340.11	137,496	404.27
計	(8市13町)	1,876.23	1,019,434	543.34

(注) 面積、人口ともに平成16年10月1日現在

(3) 三次保健医療圏

三次保健医療圏は、一次及び二次の保健医療体制との連携のもとに、特殊な医療提供を確保するとともに、県全域での対応が必要な保健医療サービスを提供する上での区域であり、香川県の全域とします。

二次保健医療圏区域図



第2節 基準病床数

1 基準病床数の趣旨

基準病床数は、医療法第30条の3第2項第3号の規定により医療計画に定めることとなっており、第4次医療法改正（平成12年12月公布）により、「必要病床数」から「基準病床数」に改められました。

基準病床数は、病院の病床及び診療所の療養病床について、医療圏内における望ましい病床数の水準を示すとともに、圏内において必要な入院医療を受けられるよう病床の適正配置を促進するために設定するものです。

本計画で定められた基準病床数を上回る許可病床を有する圏域（いわゆる病床過剰地域）においては、既存の病床の削減を求めるものではありませんが、新たな病院の開設・増床又は診療所の療養病床の設置・増床については、医療法第30条の7の規定による開設の中止、増床数の削減等に関する知事の勧告の対象となります。

2 基準病床数の設定

「療養病床」及び「一般病床」（第4次医療法改正により従来の「その他の病床」を二つに区分）については、新たな病床区分が定着するまでの当分の間は両病床を合わせた基準病床数とし、二次保健医療圏を単位として算定します。

「精神病床」、「結核病床」及び「感染症病床」については、三次保健医療圏（県全域）を単位として算定します。

基準病床数は、医療法施行規則第30条の30に規定する式により算出し、次表のとおりとします。

基準病床数表

（参考：平成17年9月1日現在）

病床の種別	圏域名	基準病床数(床)	既存病床数(床)	うち診療所療養病床数
療養病床 及び 一般病床	大川保健医療圏	990	990	58
	小豆保健医療圏	358	405	0
	高松保健医療圏	5,285	5,772	376
	中讃保健医療圏	3,648	3,993	262
	三豊保健医療圏	1,452	2,268	88
	計	11,733	13,428	784
精神病床	県全域	3,792	3,921	—
結核病床	県全域	160	135	—
感染症病床	県全域	26	18	—